

## 高病原性鳥インフルエンザの発生と対応について

10月28日に町内の農場で高病原性鳥インフルエンザが発生しました。

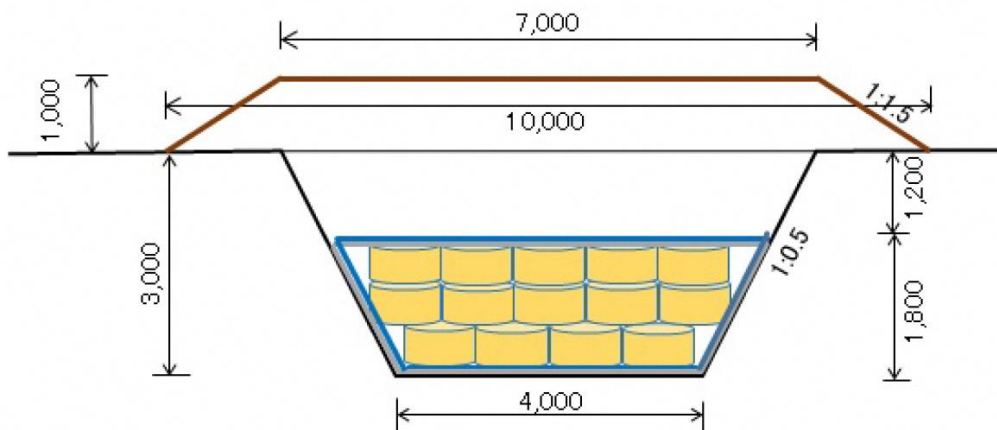
町では北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部と連携しながら、対応に全力を挙げております。

収束までしばらくの間、ご心配をおかけいたしますが、町民の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

### <埋却処分の方法>

令和4年10月28日(金)から処分鶏の埋却処分を開始しています。

- ① 底幅4.0m×天端幅7.0m×深さ3.0m×延長123mの埋却溝を掘削
- ② 埋却溝全面(底面、法面)にシートを敷設、消毒用消石灰を散布
- ③ 当該農場において集積した処分鶏を専用の袋(フレコンバッグ)に封入
- ④ 埋却溝に専用袋に封入した処分鶏を搬入(3段積、1段目4列・2~3段目5列、14袋/m)
- ⑤ 全量の処分鶏入フレコンバッグ投入が終了した後、上面へ消石灰を散布
- ⑥ 上からシートを敷設し、その上から1.2m高で埋め戻し
- ⑦ さらに1mの盛土をかぶせ、その後の経過も見守る。



高病原性鳥インフルエンザの防疫措置は、農林水産省が示している「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に沿って行われます。

埋却にあたっては、土質、地下水の高低、水源との関係、臭気対策等について協議し、周囲への漏出を防ぐよう万全の措置を取っていますので、ご安心ください。

#### <町の対応>

厚真町スポーツセンターを北海道の現地対策本部の指揮室として開設し、北海道対策本部により24時間体制で行われている防疫作業に町職員を派遣しました。

#### <周辺農場における対応>

- 半径3km 以内（移動制限区域） 100 羽以上:2戸約 32 万羽  
※ 移動制限区域:家きん等の移動を禁止する区域
- 3~10km 以内（搬出制限区域） 100 羽以上:3戸約 38 万羽  
※ 搬出制限区域:家きん等の当該区域からの搬出を禁止する区域

#### <発生確認までの経緯>

- 令和4年10月27日(木)午前 町内の農場で死亡鶏を確認  
当該農場から胆振家畜保健衛生所へ通報
- 27日(木)午後 簡易検査でA型インフルエンザ陽性を確認
- 28日(金)7時 石狩家畜衛生保健所の確定検査(遺伝子検査)で陽性が確定
- 28日(金)10時 北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部で当該農場の鶏  
17万羽の殺処分を決定
- 28日(金)北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部の防疫計画に基づき指定  
処分地において埋却処分を開始
- 10月31日(月) 殺処分完了

#### 問い合わせ先

・厚真町の対応に関すること

厚真町役場産業経済課農業グループ(0145-27-2419)

・防疫措置の実施状況に関すること

胆振総合振興局産業振興部農務課(0143-24-9816)

北海道胆振家畜保健衛生所(0143-85-3231)